

五泉市農業委員会

令和7年 第2回 定例総会議事録

会議開催 令和7年2月28日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(18人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 (欠席)
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

16番 樋口 勝俊

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

議案第 5 号 五泉市農業委員会地区担当（案）について

8. 報告事項

報告第 1 号 農用地利用集積等促進計画（転貸・移転）について

報告第 2 号 令和 7 年度農作業労務標準賃金について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和 7 年第 2 回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第 4 条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 （あいさつ）

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和 7 年第 2 回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19 人中 18 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、16 番・樋口勝俊 委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程 4、会期の日程についてであります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程 5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、2 番・渡辺清滋 委員、3 番・今井聡 委員 お願いします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長をお願いします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次、日程6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、15番・阿部伸由 委員から、報告をお願いします。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。議席番号15番、現地調査班 阿部です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として2月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、金山 推進委員、星野 推進委員、齋藤 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、三本木、山崎、橋田、赤羽、中川新、猿和田、論瀬、村松地区では、千原、村松字茨塚 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。
最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

3ページの番号3番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係 委員 退室）

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

3ページをご覧ください。番号3番は、贈与の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、面積284㎡を贈与するものです。

7ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件

を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。説明いたします。

番号3番は三本木3丁目地内の畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番は、原案のとおり決定されました。

関係 委員は入室してください。

（関係 委員 入室）

議 長 　　続きまして、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 　　はい、議長。

議 長 　　阿部係長。

阿部係長 　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいた案件を含め、総数5件で、売買が2件、贈与が2件、賃貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、合計面積257㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号2番は、売買の案件です。譲渡人が市外在住で管理ができないため、田2筆、合計面積2,077㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

6 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして、4 ページをご覧ください。番号4番は、贈与の案件です。譲受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積171㎡を贈与するものです。

8 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号5番は、賃貸借の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田4筆、合計面積11,358㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は橋田地内の田、番号2番は赤羽地内の田、番号4番は山崎地内の田、番号5番は中川新および東四ツ屋地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数1件で、期間の変更が1件であります。

13ページをご覧ください。番号1番は砂利採取のため令和5年に一時転用許可を受けておりましたが、一時的に需要が減少する時期があり、現在は回復したものの事業計画の変更する必要が生じたため、期間を延長するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は菅出地内の一時転用中の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号

議 長 続きまして、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数3件で、売買が1件、寄付が1件、使用貸借が1件であります。

23ページをご覧ください。番号1番と番号2番はひとつの案件です。論瀨地内の登記地目 田2筆、合計面積1,098㎡を車庫及び福利厚生施設、具体的にはカフェや多目的に使用できる部屋を有する施設とする永久転用案件で、売買となります。

30ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ(イ)-c-(e)」であります。申請地は、論瀨地内の10ha以上の広がりのある農地の一部で第1種農地と判定されます。

第1種農地は原則として転用は認められておりませんが、集落・宅地に隣接して設置されるものについてはいわゆる「にじみだし」として認められております。周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23ページに戻っていただき、番号3番は寄付の案件です。猿和田地内の登記地目 畑1筆、合計面積198㎡を境内地とする永久転用案件で、寄付となります。

36ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ(ア)」であります。申請地は、猿和田地内の第1種にも第3種に該当せず第2種農地と判定されます。

周辺を宅地などに囲われた生産性の低い農地で周辺への影響も少ないため転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23ページに戻っていただき、番号4番は、千原地内の登記地目 田1筆、面積492㎡を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、祖父と孫の間での使用貸借となります。

42ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ(イ)-c-(e)」であります。申請地は、千原地内の10ha以上の広がりのある農地の一部で第1種農地と判定されます。

第1種農地は原則として転用は認められておりませんが、集落・宅地に隣接して設置されるものについてはいわゆる「にじみだし」として認められております。周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番と番号2番は論瀨地内の休耕畑と田、番号3番は猿和田地内の休耕畑、番

号4番は千原地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (①あっせん審査委員会案件)

議 長 続きまして、「議第4号・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

51ページの番号8番は、私が関係しますので、議事参与の制限により退室します。議長を加藤代理と交代します。

(松尾 タカ子 委員 退室)

議 長 (加藤健一 会長代理)

議長を交代しました。それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。

51ページをご覧ください。番号8番の内容については、令和7年2月14日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号8番は売買の案件です。

番号8番は、面積1,389㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の番号8番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号8番は、原案のとおり決定されました。松尾 会長は、入室してください。

(松尾 タカ子 委員 入室)

議長 (松尾タカ子 会長)

議長を交代します。

続きまして、「あっせん審査委員会案件」の番号8番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

45ページをご覧ください。今月は先ほどご審議いただいたものを含め、8件の申し出がありました。番号8番を除く、番号1番から番号7番の内容については、令和7年2月14日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から番号7番は売買の案件です。

番号1番は、合計面積2,036㎡。

番号2番は、面積241㎡。番号2番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を所有しており、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号3番は、合計面積10,303㎡。番号4番は、面積2,366㎡。番号5番は、合計面積2,042㎡。番号6番は、合計面積916㎡。番号7番は、合計面積6,836㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の番号8番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号8番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (②通常案件)

議長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

84ページの番号43番と番号44番は、関係委員が関係します。議事参与の制限により退室してください。

(関係委員退室)

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

84ページをご覧ください。

番号43番と番号44番は、利用権の再設定の案件です。

番号43番は、合計面積1,977㎡。番号44番は、合計面積1,510㎡。

これらを議案書記載の依数で貸し借りするものです。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 43 番と番号 44 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 43 番と番号 44 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、97 ページの番号 60 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

97 ページをご覧ください。番号 60 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 60 番は、合計面積 7,535 m²。

こちらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 60 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 60 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、221 ページの番号 174 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。
221 ページをご覧ください。番号 174 番は、新規の使用貸借権の設定案件です。
番号 174 番は、合計面積 3,800 m²。
こちらを無償で貸し借りするものです。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 174 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 174 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 43 番、番号 44 番、番号 60 番、番号 174 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は、先ほどご審議いただいたものを含め、175 件、その内、賃貸借の新規は 23 件、使用貸借の新規が 3 件、賃貸借の再設定は 148 件、使用貸借の再設定が 1 件の申し出がございました。

52 ページからをご覧ください。番号 1 番から番号 23 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 7,599 m²。番号 2 番は、合計面積 5,916 m²。番号 3 番は、合計面積 5,641 m²。番号 4 番は、合計面積 2,042 m²。番号 5 番は、合計面積 2,042 m²。番号 6 番は、合計面積 2,042 m²。番号 7 番は、合計面積 1,840 m²。番号 8 番は、合計面積 3,882 m²。番号 9 番は、面積 1,021 m²。番号 10 番は、合計面積 3,063 m²。番号 11 番は、合計面積 2,017 m²。番号 12 番は、合計面積 3,799 m²。番号 13 番は、合計面積 1,645 m²。番号 14 番は、面積 968 m²。番号 15 番は、面積 3,227 m²。番号 16 番は、合計面積 1,186 m²。

番号 17 番は、面積 555 m²。番号 17 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号 18 番は、合計面積 1,021 m²。番号 19 番は、合計面積 1,099 m²。番号 20 番は、合計面積 2,630 m²。番号 21 番は、合計面積 7,134 m²。番号 22 番は、面積 950 m²。番号 23 番は、合計面積 19,162 m²。それぞれを議案書記載の俵数及び金額で貸し借りするものです。

続きまして、221 ページをご覧ください。番号 174 番を除く、番号 172 番と番号 173 番は、新規の使用貸借の案件です。

番号 172 番は、合計面積 2,433 m²。番号 173 番は、面積 2,984 m²。以上を無償で貸し借りするものです。

続きまして、64 ページからの番号 43 番と番号 44 番、番号 60 番を除く、番号 24 番から番号 171 番につきましては、利用権の再設定、222 ページの番号 175 番は、使用貸借権の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数、または無償で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

加藤健一 委員 はい。

議長 加藤代理。

加藤健一 委員

18番、加藤です。質問というか確認なんですけども、90ページの50番と51番、52番の契約内容ですが、譲受人は同一ですが10アール当たり2俵とか3俵とか様々ですが、何か理由があってそうしたのか、それとも単に再設定で前回と同じという形になったのでしょうか。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい、ご説明いたします。ご質問のありました50番、51番、52番の再設定の案件ですが、譲受人から今まで通りの条件で再設定をしたいという話があったものであります。以上です。

議長 よろしいですか。

加藤健一 委員

分かりました。

議長 他にありませんか。

今井聡 委員 はい。

議長 今井委員。

今井聡 委員

3番、今井です。契約内容について、10年契約を結んでおいて変更が可能なのか否か、あるいは「私はもうこの値段でないとできませんよ」といった場合で相手が承知しない場合、契約解除の大義名分になるのでしょうか。正当な理由になるのか否か、教えてください。

議長 事務局。

藤田主査 ご説明いたします。賃料の解約の理由になるかということですが、解約の場合は双方合意の上で合意解約となりますので、双方納得いかないのが解約を希望する場合は手続きは可能となります。

議長 よろしいですか。

今井聡 委員

分かりました。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。「通常案件」の番号 43 番、番号 44 番、番号 60 番、番号 174 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 43 番、番号 44 番、番号 60 番、番号 174 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号 (③農地中間管理事業案件)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

議案書の 223 ページからをご覧ください。今月は 16 件の申し出がございました。

番号 1 番は、合計面積 2,970 m²。番号 2 番は、合計面積 1,070 m²。番号 3 番は、合計面積 1,361 m²。番号 4 番は、合計面積 1,905 m²。番号 5 番は、面積 3,246 m²。番号 6 番は、合計面積 449 m²。番号 7 番は、合計面積 7,038 m²。番号 8 番は、合計面積 14,226 m²。番号 9 番は、合計面積 2,040 m²。番号 10 番は、合計面積 5,636 m²。番号 11 番は、合計面積 16,837 m²。番号 12 番は、合計面積 6,749.18 m²。番号 13 番は、面積 2,432 m²。番号 14 番は、面積 290 m²。番号 15 番は、合計面積 1,529 m²。番号 16 番は、合計面積 4,609 m²。

これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

なお、番号 17 番から番号 32 番は、今ほどご説明いたしました番号 1 番から番号 16 番を機構から譲受人に転貸するもので、併せてご報告するものです。

241 ページをご覧ください。今月は、田 70,967.18 m²、畑 1,420 m²を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第5号

議 長 続きまして、「議第5号・五泉市農業委員会地区担当（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、議長、それでは、私の方から「五泉市農業委員会地区担当（案）について」ご説明いたします。

245 ページをご覧ください。委員の交代により、担当地区の割当を決めさせていただき、3月の中旬には文書で案内したいので、内容の確認をお願いします。

議案書の245 ページが、先日の役員会で協議した4月からの地区担当表（案）でございます。

これまで農業委員を担当地区に1名配置しておりましたが、農業委員は市内全域において、また推進委員は担当地区を中心に活動していただくことから、このように地区名、五泉1地区、五泉2地区、村松3地区ごとに農業委員の割り当てを行いました。

とはいえ、定期的な配布物や現場活動の中で推進委員との連携が必要になることもありますので、その際は内部資料として、246 ページの地区担当表を作成しましたのでこちらを参考に活動をしていただきたいと思います。

参考までに247 ページが、現在の担当表となっております。

説明は以上になります。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員

2番、渡辺です。今ほど説明を受けました。農業委員の方は元々範囲が広いんだと。大きな目でも見てもらいたいんだということでこのようにしたということですが、ただそれだけかなということをお聞きしたいんです。

農業委員会の活動に関するアンケート調査結果にも書かれていますように、推進委員の方の役割と言いますか責任をもう少し明確にしてもらいたいというような意図もあるのかな、と自分なりに考えていたんですが、もう少しその辺りを具体的に「こういう訳でした」というようなことを説明お願いします。

議 長 事務局。

渡辺次長 はい、ご説明します。渡辺委員からご指摘のとおりなんですけども、推進委員さんは主に地区で活動していただくということが本来の役割となっていますので、地区担当はあくまでも推進委員さんをお願いをしたい。そこで活動する中で農業委員の方々についてはそのサポートといいますか、連携していただければという考えでこの表を作成いたしました。

農業委員は細かく地区に分けることなく、農業委員同士も広く連携していただければと考えております。

議 長 よろしいですか。

渡辺清滋 委員

ありがとうございました。おそらく4月の1回目の会議でこれが提出されて、こういう意図なんだという説明があると思いますが、今ほどの説明をもっと分かりやすくしていただけると良いかなと思っております。ありがとうございました。

議 長 他にありませんか。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員

5番、大槻です。関連質問ですが、表のように班を示させていただき、事務局の説明のとおりでございますが、これちょっと確認なんですけども、当然ながら農業委員の方が変わられた地区もございましてこれを考慮しての案だろうと思います。確認ですが、

内部資料の方を見ると、私の方に推進委員が3名がいらっしゃいますが、この方に配布物を配るといふものですね。これは確認です。

これと加えてですね、私も渡辺委員に同意見なんです、推進委員の方々の活動の認識ができていない方もいらっしゃる。これを、農業委員は全体を見る責任がある、推進委員は各地区に分かれて活動するというようなものがあるんですけども、受けられた推進委員の方々の認識に温度差があることを感じています。

例えば農家さんが農業委員会に相談に行かれると、その地区に詳しい人となると農業委員に連絡が行く場合があります。私の方に来られればそれは義務なので活動しますが、こういったときに推進委員の方へいかなないのかなと疑問にも思います。

推進委員さんが受けて、農業委員と相談するというなら分からないではないんですが、その辺を悩ましいところで。新年度に向けて事務局の方でも指導といいます、新人だと1回研修会もありますが、五泉市農業委員会としての指導というか勉強会を要望しております。以上です。

議 長 事務局。

松尾局長 貴重なご意見大変ありがとうございました。4月からの新体制での活動という部分でお話しがありました。新しい委員の方にはそういった役割を事務局からも4月1日の臨時総会、その後も機会をとらえましてご説明をしながら活動をしていきたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

議 長 他にありませんか。

金子信行 委員 はい。

議 長 はい、金子委員。

金子信行 委員

議席番号10番、金子です。今までの担当地区ですね、村松地区で8名の農業委員の方がいらっしゃいます。次年度と見ますと6名をとなっていて2名減っております。それで配布物用の内部資料を見ますと川東・すもと地区、特にすもと地区に4名で推進委員も3名となっています。

ということは、今まで村松地区が8名だったのが6名となれば空白地帯が出てきてその分の農業委員の負担が増えるのではないかと、逆にすもとの方には4名もいて同じ農業委員をされていても負担の偏りが出てくるように思いますので、地区から農業委員1名、推進委員1名とかある程度固定していかないと今後集中するようなことが発生するのではと思いますが、その辺を事務局がどのように考えておられるのかお聞かせください。

議 長 事務局。

渡辺次長 お答えします。ご指摘のとおり委員によって多くの地区を受け持つ方と少ない方というふうになってしまいますが、これは今までも同じ状況だと思います。どうしても多い少ないというものは出てきてしまいますので、その辺は協力をしてやっていただきたいと考えています。

と言いますのは、そもそも農業委員は地区ごとの推薦をしてはならないと定められておまして、実態としてなんとなく地区のなかで推薦をいただいているところもありますが、どこの地区に1名ということをお願いすることができません。農業委員候補としてメンバーが決まってからこういった地区割をすることができるんですが、初めからそれを条件に選ぶことができません。また団体推薦もこれまでいただいておりますが、そこでも特定の地区の方を、とお願いすることもできませんので、選出いただいた方をうまく地区に割り当てをしていく方法しかないと考えております。

そういったこともあって、広く市内を3地区としてご協力をいただきたいと思いますと考えております。以上です。

議 長 他にありませんか。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員

これは後々の課題としていただきたいんですが、旧五泉市、旧村松町、また地域はJAの管轄とか色々ありますよね。例えば本田屋地区プラス若宮で大規模基盤整備を行っております。それで、隣接する中木越も常に関連するんですよ。

だから昔の旧五泉とか旧村松という垣根と言いますか境を見直していく方向で、隣接地域等の事情を勘案して将来に向けて考えていただければと思います。以上です。

議 長 他にありませんか。

小泉和吉 委員 はい。

議 長 小泉委員。

小泉和吉 委員

11番、小泉です。大した話ではないんですが、農業委員の負担軽減のために、配布物を直接推進委員に配達することは不可能なんですか。

議 長 事務局。

松尾局長　ご意見ありがとうございます。確かにどのやり方も方法としては考えられるかと思
います。郵便とかですとその分の費用がかかったりもしますので、その辺りの試算な
どをしながら、今後可能かどうか検討していきたいと思います。

議　長　他にありませんか。

権平孝男 委員　はい。

議　長　権平委員。

権平孝男 委員

9番、権平です。これまで色々な意見がありましたが、今日の議題はこの地区担当
表であります。先日の役員会でこれで良いと思ったものです。

だから今日は推進委員の地区担当とかが合ってるかどうか等を見てもらえば良いこ
とであって、後の話は別の話ですのでキリがないことになります。その辺は区分けし
ていかないと。今は地区担当表そのものを見てもらえば良いと思います。

議　長　他にありませんか。

(質疑応答なし)

議　長　無ければ、採決を行います。

「議第5号・五泉市農業委員会地区担当（案）について」は、原案のとおり決定す
ることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議　長　挙手全員でありますので、「議第5号・五泉市農業委員会地区担当（案）について」
は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議　長　続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・農用地利用集積等促進計画（転貸及び移転）について」事務局より
説明をお願いします。

藤田主査　はい、議長。

議　長　藤田主査。

藤田主査　はい。議長説明いたします。

251 ページをご覧ください。今回は、耕作者の変更が 13 件となります。

議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、農地の所有者ではなく現在の耕作者です。そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者であります。

番号 1 番から番号 13 番まで、それぞれを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も今の契約の額を引き継ぐことになります。

以上、ご報告いたします。

議 長 　　ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、続きまして、「報告第 2 号・令和 7 年度農作業労務標準賃金について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 　　はい、議長。

議 長 　　渡辺次長。

渡辺次長 　　はい、議長。それでは、私の方から報告第 2 号「令和 7 年度農作業労務標準賃金について」をご説明いたします。

265 ページをご覧ください。令和 7 年度農作業労務参考標準賃金について、近隣の市区町村の単価や平均価格などと比較し、2 月 14 日の役員会で見直しを行いました。

変更になったところをご説明いたします。初めに表題の「農作業労務参考標準賃金」を「農作業労務標準賃金」に改めました。他市町村の表現も確認し「参考」を削り、表中の文言を統一しました。

次に田植えの機械植（苗持参）10a あたり 20,500 円を削除しました。これを設定した当時、田植 10a あたり 6,500 円に稚苗 1 箱 700 円を 20 箱という計算で 20,500 円と定めておりました。現状に適していないという理由で削除をいたしました。

次にその他作業ですが、7,900 円を 8,000 円に 100 円増額しました。これは、県内市町村の農作業労務賃金が平均値 8,133 円でしたので、それと比較して変更することにしました。

これを標準賃金として農家の皆さんにお知らせします。本日机上配布いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

説明は、以上になります。

議 長 　　ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

大槻彰吉 委員 　　はい。

議 長 大横委員。

大横彰吉 委員

もう一度お聞かせください。先ほど削除された項目の、田植えの2万いくらのお話の根拠をもう一度お願いします。

議 長 事務局。

渡辺次長 お答えします。田植 10a あたり 6,500 円に稚苗 1 箱 700 円を 20 箱で 1 万 4 千円、合計で 20,500 円と定めておりました。

大横彰吉 委員

分かりました。今回の項目の削除は実態に合ったと言いますかね。20 箱も使わないですからね実際は。説明がしやすくなりました。ありがとうございました。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和7年第2回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 4 分 閉会)